

【別紙様式】

<p>八幡市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	公共施設等運営持続化支援事業		
総事業費 (千円)	12,500千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	12,500千円
事業概要	<p>①目的 閉館、休止等が実施され利用収入等が減少している公共施設等について、再開後の円滑な運営を行うため感染症拡大防止対策を講じながら公共施設の管理運営を続ける指定管理者を支援</p> <p>②交付金を充当する経費 公共施設の指定管理者に対する業務継続支援金：1事業者×12,500千円</p> <p>算定根拠 施設運営・維持管理経費から収入見込（指定管理料、売上収入見込等）を差し引いた額の一部（指定管理者との協議により決定された額）</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 八幡市立やわた流れ橋交流プラザ四季彩館指定管理者（京都やましろ農業協同組合）1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 四季彩館は、京都やましろ農業協同組合が指定管理により運営しており、唯一の実施主体である京都やましろ農業協同組合を交付対象者として、支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果 コロナ禍においても、感染症対策を講じながら運営を継続することで、農産物直売所、レストラン等、四季彩館における市民サービスの提供の確保や地域経済活動の維持につながり、地域活性化が図られる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>八幡市立やわた流れ橋交流プラザ四季彩館は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年4月18日から5月26日まで臨時休館を実施する等、利用料収入が大幅に減少する中、十分な感染症拡大防止対策を講じながらの運営の継続が困難な状況にある。指定管理者である京都やましろ農業協同組合を交付対象者として支援金を交付し、四季彩館の運営継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		